

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日当りときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

- 目次
- ◇告示 土地改良区の成立
 - ◇兼業告示 臨時教育委員会の招集
 - ◇公告 行政書士試験の実施

告示

鳥取県告示第六百号

倉吉市大河内四四二番地 船越喜ほか十七人の者から申請のあつた大河内土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条の規定により昭和三十八年十一月十五日成立した。

昭和三十八年十一月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十一月十五日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一 日時 昭和三十八年十一月十八日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児の募

集要項について

2 その他

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により、行政書士試験を次の要領により実施するので、行政書士法施行規則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により公告する。

- 昭和38年11月15日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 1 試験の期日及び場所
- (1) 期日 昭和38年12月10日
- (2) 場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁第2会議室
- 2 試験科目及び方法
- 次の科目について筆記試験を行なう。(1)、(2)については、択一式による。)
- (1) 行政書士の業務に関し必要な法令
- (2) 一般常識
- (3) 作文
- 3 受験資格
- 次の各号の1に該当する者は、行政書士試験を受けることができる。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担

- 当した期間がこれを通算して3年以上になる者
- (3) 行政書士法施行細則第1条第2項の規定に基づき、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者
- 4 欠格事由
- 次の各号の1に該当する者は、行政書士となることができない。
- (1) 未成年者
- (2) 禁治産者又は準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられた者で、その執行を終り又は執行を受けることなく、なつてから2年を経過しないもの
- (4) 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 行政書士法第14条第1項の規定により登録取消の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
5. 出願期間

- 昭和38年11月15日から昭和38年12月2日まで
- 6 受験手続
- (1) 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真(出願前1年以内に写した上半身手札型のもの)を添えて、鳥取市東町1丁目 鳥取県総務部地方課あて提出すること。
- (2) 受験願書を提出するときは、受験手数料500円を鳥取県収入証紙をもつて納付すること。
- 7 その他
- この試験について不明の点は、鳥取県総務部地方課に照会すること。ただし、郵便により照会する場合は、10切手を同封すること。

(別記様式)

行政書士試験受験願書

本 籍 地

氏 名

ふりがな

氏 名

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、写真及び受験願書を添えて証明書を添えて提出いたします。

年、月、日

氏 名

鳥取県知事 殿